

宮行発第 326 号

平成30年9月25日

会員各位

宮城県行政書士会

会 長 佐々木政勝

(公印省略)

運輸・自動車業務対策特別員会

委員長 田代 清昭

保管場所使用権限疎明書面の新書式の取り扱いについて

自動車登録のOSS申請が開始され、自動車販売店協会が新車新規に限りOSS申請が出来るようになり、同申請に係る行政書士の専門業務は事実確認に基づく申請図面の作成と保管場所使用権原疎明書面の作成に限られることとなります。

行政書士専用の同書面の取り扱いは行政書士自らが申請する場合に限られておりましたが、この度宮城県警察本部交通規制課との協議により、自販連がOSS申請する場合にも使用できることとなりました。

なお、この新書式は宮城県の警察署への申請限定となり、他府県での使用にはご注意ください。

(別紙)

保管場所使用権原疎明書面（自認書）兼保管場所使用承諾証明書

(※書式は本会 HP 会員専用サイトに掲載をしております。)

☐ 保管場所使用権原疎明書面（自認書）

☐ 保管場所使用承諾証明書

保管場所の位置 (住所番地を記入のこと)		警察署長提出用 (行政書士専用)	
		駐車場名	
		番号・記号	
〒 (-) 住 所			
使 用 者			
氏 名		電 話 () 局 番	
使 用 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
保 管 場 所 の 所 有 者 ・ 管 理 者		警察署長 殿	
証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は私の所有（管理）であることに相違ありませんので、自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明します。なお、自己使用の場合は本書を自認書とします。本書を確認して所在図・配置図の作成又は申請を行う行政書士による職印での訂正を承諾します。		〒 (-) 住 所 氏 名 電 話 () 局 番 年 月 日	

- 備考 1 保管場所権原疎明書面（自認書）、使用承諾証明書欄の口にし印する。
2 保管場所権原疎明書面（自認書）として使用する場合、所有者・管理者欄以外の各項目は空欄でも可とする。
3 職印による訂正を行った際は、下記に職印を押印する。

本書の確認を行う行政書士